

〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和 4 年 5 月 1 日 至 令和 5 年 4 月 30 日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人 山口消化器科

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人☐ 出資額限度法人 ☒ その他③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 長崎県佐世保市広田 3 丁目 38 - 34

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成 16 年 2 月 17 日

(4) 設立登記年月日 平成 16 年 3 月 3 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	山口 直行	
理 事	山口 園子	
監 事	藤 美登里	

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 42 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第 4 7 条第 1 項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第 4 9 条の 4 参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	医療法人 山口消化器科	長崎県佐世保市広田3-38-34	一般病床 11床

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

・該当なし

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

・該当なし

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和4年6月16日 令和4年度決算の決定
役員報酬額承認

様式 3 - 2

法人名 医療法人 山口消化器科
所在地 長崎県佐世保市広田3-38-34

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
(令和 5年 4月 30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	24,037	I 流 動 負 債	77,668
II 固 定 資 産	102,705	II 固 定 負 債	9,397
1 有 形 固 定 資 産	102,705	負 債 合 計	87,065
2 無 形 固 定 資 産	0	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	0	科 目	金 額
		I 資 本 金	10,000
		II 利 益 剰 余 金	29,677
		(七)他利益剰余金	29,677
		III 繰越利益剰余金	29,677
		純 資 産 合 計	39,677
資 産 合 計	126,742	負債・純資産合計	126,742

様式4-2

法人名 医療法人 山口消化器科
所在地 長崎県佐世保市広田3-38-34

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
(自 令和4年5月1日 至 令和5年4月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	96,995
2 事業費用	104,941
本来業務事業損失	7,946
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	
事業損失	7,946
II 事業外収益	4,988
III 事業外費用	269
経常損失	3,227
IV 特別利益	
V 特別損失	
税引前当期純損失	3,227
法人税等	
当期純損失	3,227

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 2

法人名 医療法人 山口消化器科
所在地 長崎県佐世保市広田3-38-34

※医療法人整理番号

財 産 目 録
(令和 5年 4月 30日現在)

1. 資 産 額	126,742 千円
2. 負 債 額	87,065 千円
3. 純 資 産 額	39,677 千円

(内 訳)		(単位：千円)
区 分		金 額
A 流 動 資 産		24,037
B 固 定 資 産		102,705
C 資 産 合 計 (A + B)		126,742
D 負 債 合 計		87,065
E 純 資 産 (C - D)		39,677

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。	
土 地	(□ 法人所有 ☒ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物	(☒ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 山口消化器科

理事長 山口 直行 殿

私(注1)は、医療法人 山口消化器科の令和5会計年度(令和4年5月1日から令和5年4月30日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私(注1)は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書(注2)の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款(寄附行為)に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款(寄附行為)に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款(寄附行為)に違反する重大な事実はありません。

令和5年7月/9日

医療法人 山口消化器科

監事

藤 美 登 里



(注1) 監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

(注2) 関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の内容に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。